

# 社会福祉法人長野県社会福祉協議会地域福祉研究会設置要綱

(目的)

**第1条** 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」(平成20年、厚生労働省社会・援護局)で“地域福祉のコーディネーター”の必要性が提起され、長野県社会福祉協議会(以下、「本会」という。)では、長野県市町村振興協会の助成を受け「地域福祉コーディネーター養成研修」を実施し、平成26年度で5年目を迎えた。

平成24年度には、本会と長野県で「信州流まめってえ暮らしを支える活動を進めるために」(小地域における地域支え合い体制づくり推進のあり方や普及に関する研究委員会)を取りまとめ、ここでも地域福祉コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)の配置を提言している。

この地域福祉研究会(以下、「研究会」という。)では、これまでの成果と課題を踏まえ、長野県内でのコーディネーターのあり方や計画的な配置及び普及を目指すことを目的に設置する。

(検討事項)

**第2条** 研究会は、コーディネーターの計画的な配置及び普及のため、次の各号について検討を行う。

- (1) 長野県でのコーディネーターの定義・位置づけ
- (2) 計画的な配置のための財源のあり方
- (3) コーディネーターの養成研修プログラムの検証
- (4) 行政、社会福祉協議会等の役割
- (5) 研究会報告書の作成
- (6) その他、コーディネーターの計画的な配置及び普及に必要な事項

(委員構成)

**第3条** 研究会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 住民活動に関わる者
  - (3) 「地域福祉コーディネーター養成研修」修了者
  - (4) 市町村社会福祉協議会職員
  - (5) その他、第2条に掲げる事項の検討に関連する者
- 2 委員の委嘱は、本会会長が行う。

(委員の任期)

**第4条** 研究会委員の任期は、平成26年6月1日から平成28年3月31日までとする。

(正副委員長)

**第5条** 研究会には、正副委員長を各1名置く。

2 委員長は、検討委員会の進行管理、総括を行う。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の招集等)

**第6条** 研究会は、本会会長の承認を得て、委員長が招集する。

2 委員長及び本会会長は、必要に応じて第3条に掲げる者の他、検討事項に関係する者に研究会への出席を求めることができる。

(委員会の公開)

**第7条** 長野県内の市町村社会福祉協議会役職員、及び市町村行政職員等がこの研究会の傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(事務局)

**第8条** 研究会の事務局は、本会地域福祉部地域福祉グループにおいて所管する。

**附則**

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。